

議案第 4 4 号

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校体育施設使用料条例（平成 1 7 年条例第 1 1 1 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同
表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すよう
に改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
夜間照明施設使用料		夜間照明施設使用料	
設置場所	使用料（円）	設置場所	使用料（円）
八幡浜市立松蔭小学校	2, 1 0 0	八幡浜市立松蔭小学校	2, 0 6 0
八幡浜市立白浜小学校	5 8 0	八幡浜市立白浜小学校	5 7 0
八幡浜市立江戸岡小学校	1, 2 5 0	八幡浜市立江戸岡小学校	1, 2 3 0
八幡浜市立神山小学校	1, 2 5 0	八幡浜市立神山小学校	1, 2 3 0
八幡浜市立千丈小学校	2, 1 0 0	八幡浜市立千丈小学校	2, 0 6 0
八幡浜市立日土小学校	9 5 0	八幡浜市立日土小学校	9 3 0
八幡浜市立川上小学校	1, 6 8 0	八幡浜市立川上小学校	1, 6 5 0
八幡浜市立双岩小学校	2, 1 0 0	八幡浜市立双岩小学校	2, 0 6 0
八幡浜市立川之石小学校	7 3 0	八幡浜市立川之石小学校	7 2 0
八幡浜市立宮内小学校	1, 0 5 0	八幡浜市立宮内小学校	1, 0 3 0
八幡浜市立喜須来小学校	9 5 0	八幡浜市立喜須来小学校	9 3 0
八幡浜市立愛宕中学校	3, 1 5 0	八幡浜市立愛宕中学校	3, 0 9 0
八幡浜市立八代中学校	2, 8 3 0	八幡浜市立八代中学校	2, 7 8 0
八幡浜市立松柏中学校	2, 1 0 0	八幡浜市立松柏中学校	2, 0 6 0
八幡浜市立真穴中学校	1, 2 5 0	八幡浜市立真穴中学校	1, 2 3 0
八幡浜市立保内中学校	1, 2 5 0（野球、 ソフトボール用） 1, 0 5 0（テニス 用）	八幡浜市立保内中学校	1, 2 3 0（野球、 ソフトボール用） 1, 0 3 0（テニス 用）

体育館照明施設使用料				体育館照明施設使用料			
施設名	使用区分	2時間以内の額(円)	1時間超過ごとの加算額(円)	施設名	使用区分	2時間以内の額(円)	1時間超過ごとの加算額(円)
八幡浜市立松蔭小学校	全面	580	240	八幡浜市立松蔭小学校	全面	570	240
八幡浜市立白浜小学校	全面	580	240	八幡浜市立白浜小学校	〃	570	240
八幡浜市立江戸岡小学校	全面	950	470	八幡浜市立江戸岡小学校	〃	930	460
八幡浜市立神山小学校	全面	1,050	520	八幡浜市立神山小学校	〃	1,030	510
八幡浜市立千丈小学校	全面	370	180	八幡浜市立千丈小学校	〃	360	180
八幡浜市立日土小学校	全面	950	470	八幡浜市立日土小学校	〃	930	460
八幡浜市立川上小学校	全面	580	240	八幡浜市立川上小学校	〃	570	240
八幡浜市立双岩小学校	全面	580	240	八幡浜市立双岩小学校	〃	570	240
八幡浜市立川之石小学校	全面	320	150	八幡浜市立川之石小学校	〃	310	150
八幡浜市立宮内小学校	全面	320	150	八幡浜市立宮内小学校	〃	310	150
八幡浜市立喜須来小学校	全面	630	320	八幡浜市立喜須来小学校	全面	620	310
	1コート当たり	320	150		1コート当たり	310	150
八幡浜市立愛宕中学校	全面	580	240	八幡浜市立愛宕中学校	全面	570	240
八幡浜市立八代中学校	全面	580	240	八幡浜市立八代中学校	〃	570	240
八幡浜市立松柏中学校	全面	370	180	八幡浜市立松柏中学校	〃	360	180
八幡浜市立真穴中学校	全面	580	240	八幡浜市立真穴中学校	〃	570	240
八幡浜市立保内中学校	全面	950	470	八幡浜市立保内中学校	全面	930	460
	1コート当たり	320	150		1コート当たり	310	150

※ 使用区分の1コート当たりとは、バレーボールコート一面をいう。

※ 使用区分の1コート当りとは、バレーボールコート一面をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市立学校体育施設使用料条例別表の規定は、

この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

